

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : ポリテツL (ポリ硫酸第二鉄液)  
会社名 : 株式会社 ライフ  
住所 : 滋賀県米原市高溝 236 番地の 8  
担当部門 : ケミカル事業部  
電話番号 : 0749-52-5591  
FAX 番号 : 0749-52-2519  
緊急連絡先の電話番号 : 株式会社ライフ TEL 0749-52-5591

### 2. 危険有害性の要約

#### 【GHS分類】

#### 物理化学的危険性

火薬類 : 分類対象外  
可燃性・引火性ガス : 分類対象外  
可燃性・引火性エアゾール : 分類対象外  
支燃性：酸化性ガス : 分類対象外  
高压ガス : 分類対象外  
引火性液体 : 区分外  
可燃性固体 : 分類対象外  
自己反応性物質および混合物 : 分類対象外  
自然発火性液体 : 区分外  
自然発火性固体 : 分類対象外  
自己発熱性物質及び混合物 : 区分外  
水反応可燃性化学品 : 分類対象外  
酸化性液体 : 区分外  
酸化性固体 : 分類対象外  
有機過酸化物 : 分類対象外  
金属腐食性物質 : 分類できない

#### 健康有害性

急性毒性（経口） : 区分 5  
急性毒性（経皮） : 分類できない  
急性毒性（吸入：ガス） : 分類対象外  
急性毒性（吸入：蒸気） : 分類対象外  
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト） : 分類できない  
皮膚腐食性・刺激性 : 区分 1C  
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 : 区分 1  
呼吸器感作性 : 分類できない  
皮膚感作性 : 分類できない  
生殖細胞変異原性 : 分類できない  
発がん性 : 分類できない  
生殖毒性 : 分類できない  
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露） : 分類できない  
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露） : 分類できない  
吸引性呼吸器有害性 : 分類できない

#### 環境有害性

水生環境急性有害性 : 区分外  
水生環境慢性有害性 : 区分 3

## 【GHSラベル要素】 絵表示またはシンボル



注意喚起語 : 危険  
 危険有害性情報 : 重篤な皮膚の薬傷・目の損傷  
 : 重篤な目の損傷  
 : 長期的影響により水生生物に有害  
 : 飲み込むと有害（経口）

## 注意書き

【安全対策】 : 他の容器に移し替えないこと。  
 : ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 : 取り扱い後はよく手を洗うこと。  
 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
 : 環境への放出を避けること。

【対応】 : 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。  
 : 飲み込んだ場合、飲料水を大量に飲ませること。無理に吐かせないこと。  
 : 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 : 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
 : 吸入した場合、被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 : 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 : 暴露又は暴露の懸念がある場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。  
 : 皮膚に付着した場合、目に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

【保管】 : 施錠して保管すること。  
 : 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

【廃棄】 : 内容物/容器を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を依頼して廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学名又は一般名 : ポリ硫酸第二鉄 (Poly ferric sulfate)  
 化学名 :  $[\text{Fe}_2(\text{OH})_n(\text{SO}_4)_{3-n/2}]_m$  ( $0 < n \leq 2, m = f(n)$ )  
 CAS 番号 : 10028-22-5  
 化学特性(化学式又は構造式) : 画像なし 非公開  
 官報公示整理番号(化審法・安衛法) : 化審法(1)-359、安衛法 既存  
 化管法 (PRTR 法) : 非該当

分類に寄与する不純分及び安定化添加物	: 情報なし、非公開
濃度又は濃度範囲	: Fe <sup>3+</sup> 12.5%以上、SO <sub>4</sub> 30%以上、H <sub>2</sub> O 50～57.5%

#### 4. 応急措置

吸入した場合	: 直ちに空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行なう。呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。速やかに医師の手当を受けること。
皮膚に付着した場合	: 直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服や靴は速やかに脱がせる。速やかに医師の手当を受けること。医師の指示なく、油類その他の薬を薬傷部に塗ってはならない。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと皮膚の障害を生ずる恐れがある。
目に入った場合	: 直ちに多量の水で15分以上洗い流し（瞼の隅々まで）、速やかに医師の手当を受ける。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと重大な障害を生ずる恐れがある。すぐには痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診断を受けること。コンタクトレンズを使用の場合、固着していない限り取り除いて洗浄する。
飲み込んだ場合	: 飲料水を大量に飲ませること。被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。無理に吐かせないこと。速やかに医師の手当を受けること。
急性症状及び遅発性症状	: 情報なし
最も重要な徴候症状	: 情報なし
応急措置をする者の保護	: 汚染された衣類や保護具を取り除く。救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。
医師に対する特別な注意事項	: データなし

#### 5. 火災時の措置

消火剤	: 周辺の火災に適切な消火剤を使用する。 この製品自体は、燃焼しない。
使ってはならない消火剤	: 特になし。
特有の危険有害性	: 不燃性であるが、加熱されると腐食性及び毒性のヒュームを発生する恐れがある。水分や水に接触すると、可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。
特有の消火方法	: 付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。 速やかに容器を安全な場所に移す。 移動不可能の場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破壊を防ぐ。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用す

る。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項  
保護具及び緊急時措置 : 作業の際は適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したりしないようにする。  
風上から作業し、風下の人を避難させる。  
付近の着火源となるものを速やかに取り除く。  
漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起ささないよう注意する。大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合は、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉出来る空容器に回収する。大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。なお、回収時に濃厚な廃液が下水溝、河川等に流入しないよう注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱い注意事項 : みだりにミストが発生しないように取り扱う。  
酸性なので、アルカリ性の製品との接触を避ける。取扱い後はよく手を洗いうがいをする。  
火気注意。  
飲み込みを避けること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
目に入れないこと。

### 接触回避

### 保管

- 技術的対策 : SUS304 グレード以上のステンレススチール、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング容器など必要な強度を持った耐酸性材質のタンクや容器に保管する。  
鉄、真鍮などの銅合金に対し、腐食性がある。配管、接続部分にも耐酸性材質を使用する。また、漏出事故の生じない様な構造や、万一漏出場合にも速やかに対策の取れる装置的工夫を講じる。冬季や気温が低い場所では凍結することがあるので保温が必要である。
- 混触危険物質 : 『10. 安定性及び反応性』を参照。
- 保管条件 : 酸化剤から離して保管する。  
耐腐食性のある適切な材料の容器で保管すること。  
施錠して保管する。
- 容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	:	取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備を設ける。
管理濃度	:	作業環境評価基準に設定されていない。(平成7年3月27日労働省告示26号)
許容濃度	:	(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) 日本産衛学会(2006年版):該当しない ACGIH(2006年版):TWA 設定されていない。

## 保護具:

- \* 呼吸器の保護具:換気が十分でない場合には呼吸用の保護具を着用すること。
- \* 手の保護具:保護手袋を着用すること。
- \* 眼の保護具:保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
- \* 皮膚及び身体の保護具:保護および長靴を着用すること。
- \* 衛生対策:この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観(形状、色など)	:	赤褐色の液体
臭い	:	弱い薬品臭
pH	:	2以上(1W/V%)
融点・凝固点	:	-12°C±1°C(凝固点)
沸点、初留点及び沸騰範囲	:	約108°C(沸点)
引火点	:	非引火性
爆発範囲	:	該当しない。
蒸気圧	:	データなし
蒸気密度(空気=1)	:	該当しない
比重	:	1.50以上(20°C)
溶解度	:	データなし。
オクタノール/水分配係数	:	データなし。
自然発火温度	:	不燃性
分解温度	:	データなし
臭の閾値	:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	:	該当しない。
燃焼性(個体、ガス)	:	該当しない。
粘度(粘性率)	:	10~30mPas(20°C)

## 10. 安定性及び反応性

安定性	:	常温保管においては安定。
危険有害反応可能性	:	次亜塩素酸ソーダ、サラシ粉、塩素系漂白剤と混合すると有害な塩素ガスを発生する。
避けるべき条件	:	情報なし。
混触危険物質	:	次亜塩素酸ソーダ、サラシ粉、塩素系漂白剤
危険有害な分解生成物	:	情報なし。

## 11. 有害性情報

急性毒性	:	
------	---	--

(経口)	:	経口 マウス LD50 2,000mg/kg 以上より区分5とした。
(経皮)	:	データなし
(吸入：気体)	:	データなし
(吸入：蒸気・ミスト)	:	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	:	本物質の皮膚腐食性・刺激性に関する試験データはないが、作業実績から区分1Cと推定される。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	:	pH2 以下。データはないが、実績から区分1Cと推定される。
呼吸器感作性	:	データなし
皮膚感作性	:	データなし
生殖細胞変異原性	:	データなし
発がん性	:	データなし
生殖毒性	:	データなし
特定標的臓器／全身毒性 (単回暴露)	:	データなし
特定標的臓器／全身毒性 (反復暴露)	:	データなし

## 1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	:	魚類（ヒメダカ）の96時間のLC50=200mg/Lから、区分外とした。
水生環境有害性（慢性）	:	急性毒性が区分外であるが金属化合物であり、水中での挙動及び生物蓄積性が不明であるため区分3とした。 長期的影響により水生生物に有害。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	消石灰、炭酸カルシウム、ソーダ灰等を加えて中和した後、廃棄する。 都道府県知事等の許可を得た廃棄物処理業者に委託処理する。
汚染容器及び包装	:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1 4. 輸送上の注意

国際規制		
海上規制情報	:	IMOの規定に従う
国連番号	:	UN3264
品名（国連輸送名）	:	その他の腐食性物質（無機、液体、酸性のもの） CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S.
国連分類	:	8
容器等級	:	Packing Group III
海洋汚染物質	:	非該当
国内規制		
陸上規制情報	:	非該当
海上規制情報	:	船舶安全法の規定に従う
航空規制情報	:	航空法の規定に従う
特別の安全対策	:	* 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐

食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

- \* 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。  
他の危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番 : 154 毒性物質／腐食性物質（不燃性）

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	:	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）352鉄水溶性塩
海洋汚染防止法	:	施行令別表第1 有害液体物質（Y類物質）（溶液）
水質汚濁防止法	:	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）【52鉄及びその化合物】
下水道法	:	水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4） 31鉄及びその化合物（溶解性）
水道法	:	有害物質（法第4条第2項） 水質基準（平15省令101）34鉄及びその化合物
海洋汚染防止法	:	有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 406ポリ硫酸第二鉄溶液
外国為替及び外国貿易法	:	輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）HS2833硫酸塩
船舶安全法	:	腐食性物質（危規則第2,3条危険物告示別表第1）
航空法	:	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）

## 16. その他の情報

### 記載内容の取扱い

本データシートは、化学製品の工業的な一般取り扱いに際しての安全な取扱いについて最新の情報を集めたものですが、万全ではありません。

新たな情報を入手した場合は追加又は改訂されることがあります。

記載の注意事項は通常の取り扱いを対象とした情報提供であり、必ずしも安全性を保障するものではありません。

化学製品に他の化学製品を混合したり、特殊な条件で使用するときは、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

本データシートの含有量、物理的及び化学的性質等の数値は保証値ではありません。

本製品は家庭用ではなく、工業用に用いられるものです。